

# 篠山市 参画・協働の指針（案）

平成25年2月

（仮称）篠山市参画・協働プラン策定委員会



## 目次

1. 篠山市のまちづくりと参画・協働	1
(1) 自治基本条例では ～ 参画と協働によるまちづくり ～	1
(2) 総合計画では ～ 市民が主役、市民が主体でつくるまち ～	1
(3) 参画・協働の指針とは	2
2. なぜ参画・協働	3
(1) 「新しい公共」という考え方	3
(2) 本市の状況は	3
① 人口減少・高齢化社会への対応	3
② 市民の意識（住民意識から）	3
(3) 本市の市民活動	5
① 地縁型組織のまちづくり	5
② テーマ型組織のまちづくり	5
③ 市民活動団体が抱える課題	6
(4) なぜ参画、協働	6
3. 協働の進め方	8
(1) 協働の基本的な考え方 ～協働は 持続可能なまちづくりを進める手法～	8
(2) 協働のルール	8
(3) 協働の領域・分野	9
① 領域	9
② 方法	11
③ 協働による活動の例	11
(4) 協働の手順・段階	12
① 協働事業の検討（目的・目標の検討）	12
② 協働の担い手と形態の選定	12
③ 協働事業の実施	12
④ 協働事業の評価と改善	12
4. 協働を推進していくために	14
(1) 協働のイメージ	14
① 自治会とまちづくり協議会の連携	14
② 地域内でのつながりを再構築	14
③ 地縁型組織とテーマ型組織の連携	15
④ 世代間を超えた市民活動への参画	15
⑤ まちづくりをマネジメントしていける団体や個人の存在	15
⑥ 公益活動するための資金確保	15
⑦ 市民活動団体間のネットワーク	15
⑧ 行政の協働の体制整備	15
(2) 現在の支援策	15
① 地縁型組織への支援策	16
② テーマ型組織への支援策	16
(3) 協働を推進していくために	17

①	情報共有 .....	17
②	連携.....	18
③	協働事業の洗い出し.....	18
④	人材育成 .....	18
⑤	支援策の整備.....	19
⑥	参画・協働の検証.....	19
	附属資料.....	20
(1)	篠山市参画・協働の指針策定委員会開催経過.....	20
(2)	(仮称) 篠山市参画・協働プラン策定委員会委員名簿.....	21

## 1. 篠山市のまちづくりと参画・協働

### (1) 自治基本条例では ～ 参画と協働によるまちづくり ～

篠山市の自治運営の基本事項を定めた「篠山市自治基本条例」は、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と市民福祉の充実を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進することとしています。市政運営は市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めることとしています。

#### 第1条(目的)

この条例は、篠山市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、もって、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図ることを目的とする。

#### 第3条(参画と協働によるまちづくり)

市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

#### 第4条(市政運営の基本)

2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

#### ◎市民自治の実現

「市民自治の実現」とは、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」の具現としての「住民自治」を示しており、住民の意思によって自主的に処理されるよう意図するものです。この「住民自治」の実現を図っていくことが、自治体に課せられた今後の大きな命題です。(篠山市自治基本条例 逐条解説より)

### (2) 総合計画では ～ 市民が主役、市民が主体でつくるまち ～

第2次篠山市総合計画では、まちづくりの基本方向として、5つの分野別基本方向(縦軸)とともに、まちづくりの進め方(「市民が主役、市民が主体でつくるまち」)が6つ目の目標として掲げられています。

そして、まちづくりの進め方の施策としては、

#### \*市民と市の関係を築き、市民主体のまちをつくる

“参画・協働のまちづくりの仕組みを整える”

#### \*市民活動を支援し、市民主体のまちをつくる

“まちづくり協議会や自治会活動を支援する”・“NPOやボランティア団体などの活動を支援する”

こととしており、市民、まちづくり協議会や自治会、NPOやボランティア団体などと市の関係を改めて築き、市が市民活動の下支えを積極的に行っていくことで、篠山市独自の自治の仕組みを構築し、市民が主役・市民が主体でつくるまちをめざしています。

【図1-1 まちづくりの基本方向】



[第2次篠山市総合計画より]

### (3) 参画・協働の指針とは

『篠山市参画・協働の指針』は、市民が主役・市民が主体でつくるまちづくりを推進していくために、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方などを明らかにして、市民参画のもとで協働事業を実施しやすくするためのガイドライン\*1です。

篠山市自治基本条例では

【参画】…市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわること。

【協働】…市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力すること

と定義しています。

篠山市に古くから続く互助互恵の仕組みをまもりつつ、様々な市民団体・市民・行政がつながりあって(連携して)、新しいまちづくりをはじめるとを目的としています。

\*1 ガイドライン 大まかな指針・指標。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

## 2. なぜ参画・協働

### (1) 「新しい公共」という考え方

全国的にも、少子化・高齢化や人口減少、福祉・子育て・まちづくりなど様々な課題やそれらに対するニーズがある一方で、行政だけでなく、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して住みよいまちづくりを進めていこうという意識も高まっています。

このように「公共」＝「行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として役割を分担して、ともに公共を担っていく「新しい公共」という考え方が生まれてきました。

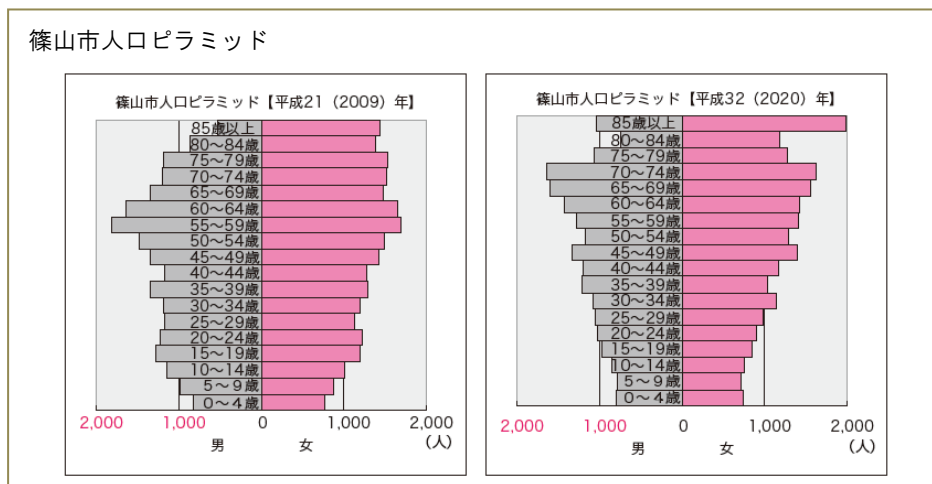
### (2) 本市の状況は

本市においても全国と同じく、少子化・高齢化やそれに起因する様々な課題が発生している一方で、近所付き合いに代表される相互扶助の文化が継承されていて、市民活動への意識も高い傾向があります。

#### ① 人口減少・高齢化社会への対応

篠山市では平成14年（2002年）をピークに人口が減少しており、今後も減少傾向が続くものと考えられます。このため、増加する高齢者や子育て層の支援が、これまで以上の課題となっています。

【図2-1 篠山市の人口ピラミッド】



[第2次篠山市総合計画より]

#### ② 市民の意識（住民意識から）

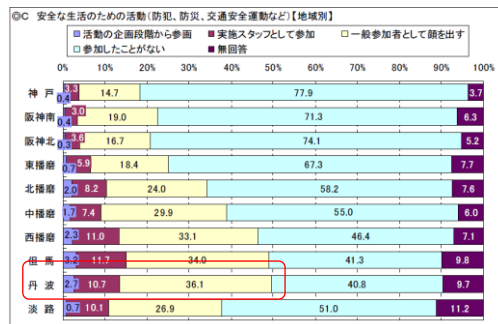
平成22年に実施された県民意識調査では、当市を含む丹波地域は市民活動に対する関心が高く、活動への参加の割合も多いという傾向が示されています。

また、同年実施した篠山市総合計画市民アンケートでは、身近な地域課題を解決していく主体は、行政・自治会・隣近所の順となっており、市民と行政の関係は「行政と住民が役割を分担」が最も多くなっています。地域活動への参加は、約4割が「参加したい」との回答になっています。

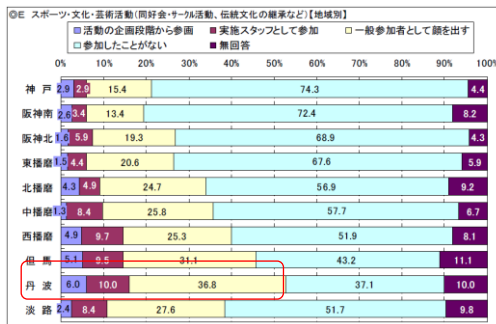
【図2-2 県民意識調査】

県民意識調査（第16回）から抜粋 <http://web.pref.hyogo.jp/ac20/kocho.html>  
 平成22年度実施 テーマ：『県民主体の「参画と協働」の広がりについて』

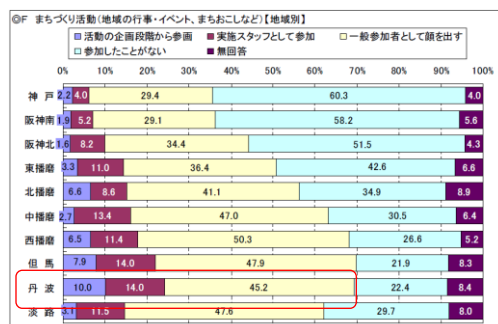
●安全な生活のための活動



●スポーツ・文化・芸術活動



●まちづくり活動



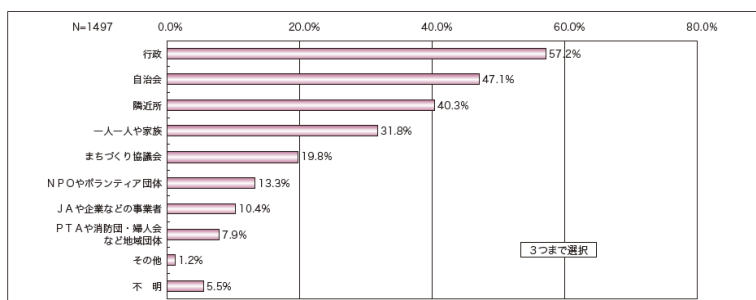
◆丹波地域は地域活動への参加割合が高い

環境保全活動、安全な生活のための活動、スポーツ・文化・芸術活動、まちづくり活動をはじめ、丹波地域は地域活動への参加割合が高い傾向。

【図2-3 篠山市総合計画市民アンケート】

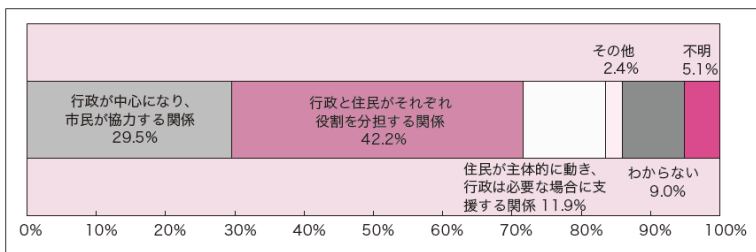
篠山市総合計画市民アンケートから抜粋（平成22年度実施）  
 『まちづくり、地域づくりの主体と関係』

●身近な地域課題を解決していく主体



◆身近な地域課題の解決していく主体は行政・自治会・隣近所、個人や家族に続き、まちづくり協議会やNPO、ボランティアが続く

●市民と行政の関係性



◆市民と行政の関係は「行政と住民が役割を分担」が最も多い

### (3) 本市の市民活動

#### ① 地縁型組織のまちづくり

当市では、地域で最も身近で基礎的な住民組織である自治会を中心に、過去から、近隣の調整や環境美化、助け合いやイベントなどの活動が展開されてきました。

篠山市誕生後、100人委員会やまちづくり委員会、女性委員会をはじめとする各種委員会の活動をふまえて、全市的または旧6町単位であったものを、より身近である19地区（≡旧小学校区）単位の組織として「まちづくり協議会」を編成して課題解決に向けて地域が主体的に取り組むことが提案されました。

平成23年、市内すべての地区でまちづくり協議会が設立され、それぞれの地域性に応じた活動が展開されています。



#### ◎篠山市の自治会とまちづくり協議会

自治会は、地域で最も身近で基礎的な住民組織。組織内で営まれる自治活動は住民自治の基本であり、今後においてもその活動は尊重されるものです。また、自治会長は自治会の代表であり、自治会内の自治を司るとともに市民と行政のパイプ役でもあります。

住民自治として行う調整事務、自治会内で実施可能な活動など自主的な活動を実施する自治会に対し、まちづくり協議会は、「地域課題を地域内で解決する。」自主的な活動や、自治会で困難になった活動、また広域で行ったほうが効率的な活動を組織の合意によって行う組織です。

#### ② テーマ型組織のまちづくり

地縁型組織と並行して、ボランティア団体や当事者団体\*2、NPO\*3や各種の活動団体による自発的で自主的な活動も活発に行われています。

活動内容は、安全安心、福祉、子育て、文化、スポーツなどのほか、環境、国際交流、多文化共生等々多岐にわたっています。団体の中には専門性を持ったものもあり、専門性を活かした活動も見られるようになってきました。



\*2 当事者団体 同じ悩みや問題などを持つ人が集まり、交流や親睦を深めることのほか、体験の分かち合いを通じて自己決定や自己実現を行うなど、自立した生活や社会参加を促す役割を担う。

\*3 NPO 政府や私企業とは独立して、市民や民間の支援の基で社会的な公益活動を行う非営利組織。

### ③ 市民活動団体が抱える課題

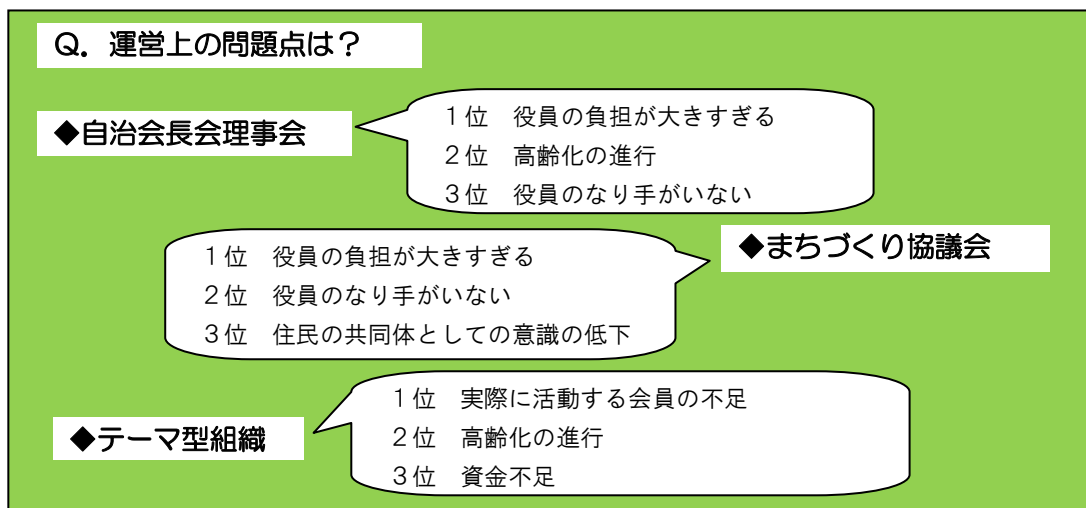
地縁型組織では役員の高齢化や女性役員の不足、後継者不足などを課題としている一方で、人口が増加した地域では、新旧住民の融合に努力している例があります。また、ともに地域のための活動を展開している自治会とまちづくり協議会との効果的な関係性の確立を模索している状況もみられます。

高齢化、人口減少化が進展する中で、自治会、まちづくり協議会ともに増大する地域課題に負担感を感じつつ対応している現状があります。

また、同士の結合が主のテーマ型組織では、会員数の伸び悩み、認知度の低さのほか、資金確保に課題を抱えている状況があります。

若年層を含む多様な年齢層や女性層の活躍、従来の枠にとらわれない新しい分野での市民活動の展開など、新たな可能性を見つけ、強みとして考えていく必要があります。

【図2-4 参画と協働のまちづくりに関するアンケートから】



### (4) なぜ参画、協働

ここで、今なぜ参画・協働によるまちづくりが必要なのかを復習しておきます。

#### ★行政や市場だけでは解決できない社会課題の増加

- ・ 少子化・高齢化やそれに起因する様々な課題が発生
- ・ 福祉や子育て、環境、多文化共生等々専門的な課題の深刻化 など

#### ★一方で、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体による活動が展開中

- ・ 自治会を中心に、過去から近隣の調整や環境美化、助け合いやイベントなどの活動が展開
- ・ まちづくり協議会やボランティア団体、NPOや各種の活動団体などの主体も活動を展開
- ・ 地域活動に参加したい市民意識も高い（約4割）

このように地縁やテーマに基づく多様な市民活動の実態があり、地域活動に参加したい人の割合も高い当市では、こうした市民パワーをまちづくりに活かす方向が望まれます。

行政だけ、あるいは市民団体や市民だけで取り組むよりも、共通の目標に向かって様々な組織が関わり特性を活かすことで、効率的・効果的に地域課題が解決でき

る可能性を高めることが期待できます。

その際に、多様な主体や行政が社会的課題を解決するための活動に加わり、役割と責任を自覚しながら、それぞれの特性や資源を活かして対等な立場で協力・連携していく参画と協働の考え方が必要になってきます。

### 参画と協働のまちづくりに関するアンケート（市民活動団体へのアンケート）

- 調査期間 平成 24 年 10 月 30 日～11 月 30 日
- 調査対象
  - 地縁型組織 : 自治会長会理事会（対象 19）  
まちづくり協議会（対象 19）
  - テーマ型組織 : 篠山市民プラザ会員（対象 100）  
ボランティア連絡協議会（対象 40）
- 計 178 団体
- 回収状況 回収 101、回収率 56.7%
- 調査の内容
  - ☆運営上の問題点
  - ☆今後、特に力を入れたいこと
  - ☆活性化に必要な行政施策
  - ☆今後の自治会の役割、まちづくり協議会の役割（地縁型組織のみ調査）
- アンケート結果
  - ★運営上の問題点

活動内容の多様化から、地縁型組織では役員の負担が大きいことを問題にしており、テーマ型組織では会員数の伸び悩みを問題としている。

また、ともに高齢化の進行という課題を抱えている。
  - ★今後、特に力を入れたいこと

地縁型組織・テーマ型組織いずれも、それぞれの組織強化を図ることが上位になっているが、自治会では「まちづくり協議会との連携に力を入れたい」が最上位になっている。

テーマ型組織では、行政やNPO等との連携、若者や市外の者の参加促進など、新しい連携を期待している傾向がある。
  - ★活性化に必要な行政施策

地縁型組織・市民活動団体いずれも「情報提供・情報公開」が最上位になっている。次いで、「リーダー・プロデューサー養成」を求める地縁型組織に対して、テーマ型組織では「公募型の助成金制度」を求めている。
  - ★今後の自治会の役割、まちづくり協議会の役割（地縁型組織のみ調査）

自治会では「自治会独自事業に専念」に次いで「まちづくり協議会の基礎組織を担う」が高く、まちづくり協議会では「活性化のための新規事業に取り組む」に次いで「自治会・企業・学校・社協などの連合組織」が高い。

自治会、まちづくり協議会ともに連携による地域づくりを期待している傾向がある。



### 3. 協働の進め方

#### (1) 協働の基本的な考え方 ～協働は 持続可能なまちづくりを進める手法～

協働して取り組もうとする事業とは、個人的なものではなく公益的な事業です。そして、協働で事業していくためには

- 民主的な意思決定（関係者皆が意見を述べられる、決定に参加できる）
- 透明性（お金や動きが誰からも見える）
- 誰もが活動に参加できること

が大切です。

多様な主体や行政が、それぞれの特性や資源などを活かし、対等な立場で協力・連携して、相互に補完しながら、持続性のあるまちづくりも進めていくことが求められます。

#### (2) 協働のルール

協働を進めていく際には、関係者間の信頼を高め、事業の成果を確実なものにするためのルールを守る必要があります。

協働のまちづくりを進めていくためには、このルールを理解して取り組むことが大切です。

【表3-1 協働のルール】

1	目的共有	多様な主体が協力・連携して事業を行う場合、目標を明確にし、成果のイメージを共有しなければ、活動内容が曖昧になってしまう恐れがあります。また、社会に対して事業の目的・成果とともに、協働で行う意義を明らかにしておく必要があります。
2	対等な関係性 (パートナーシップ)	協働に関係する当事者は、すべて対等でなければなりません。それぞれが持っている専門性を活かしたアイデアやノウハウを発揮するとともに、「やる気」や「やりがい」を持って事業に臨むためには対等な関係性をもつことは大切です。
3	相互理解・自主性尊重 (それぞれの立場尊重)	協働事業では、市民団体と行政のように、目的や性格の異なった団体が協力・連携して事業を進めます。互いに相手の考え方、行動の仕方などを理解し、認め合ったうえで、それぞれが持つ力を活かすように事業を進めることが大切です。 また、参画する団体が力を最大限に発揮できるのは、自発的・主体的に行動するときです。お互いのやり方を尊重することで効果を上げることが期待できます。
4	自立化志向 (自立した組織へ)	協働で事業を行う場合、事業の内容によっては、行政から資金面や運営面での支援が継続的に必要なものも考えられます。行政との関係性の中で適切な自立関係を創ることが大切です。
5	相互変革 (自分で変わっていく)	異質の団体が一緒に行動するために、それぞれが自己にこだわりすぎるとかみ合わなくなります。事業を進めていくうえでは、相手に合わせたり、良い方法があれば共に柔軟に対応したり(変革していく)してい

		<p>く必要があります。</p> <p>また、そうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけになることがあります。</p>
6	<p>情報公開（共有）・透明性 （情報の共有は協働の基本）</p>	<p>協働事業の実施に際しては、広く市民に事業についての理解を深めてもらうことが、支援者の増加や事業の成果を高めることにつながっていきます。</p> <p>また、税金を資金とした活動では、その用途を明らかにすることが必要であり、説明責任を果たすことが大切です。</p> <p>情報の提供・公開は、それを通して、市民の活動参加を求め、新たな人材の発掘にも役立てることが可能です。</p>
7	補完性・相乗効果	<p>それぞれの主体の強みを活かし、パートナーの弱みを補うことで、行政だけで取り組むよりも、市民団体や市民だけで取り組むよりも、効率的・効果的に地域課題が解決できることが期待できます</p>
8	評価・見直し	<p>協働事業が終了したら、進め方や成果についての評価を行い、公開し、今後の協働事業の参考にすることが大切です。また、事業が継続するものでも、評価に基づき適切な時期に見直しを行うことが必要です。</p> <p>事業の実施期間を予め設定しておくことや、目的を達成した協働事業の終結するものも大切です。</p> <p>新たな課題が出てきたときは、過去の事業評価を参考に、新しい協働事業を検討します。</p>
★	できることから始める	<p>あまり大きなことや、ハードルの高いものから始めるのではなく、まず、協力・連携してできるところからやってみることが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やり方を修正しながらの事業拡大</li> <li>・成功体験によるノウハウの蓄積</li> </ul> <p>などを多く経験することが大きな財産になります。</p>

※この協働のルールは、市民同士の協働に読みかえることができます。

### (3) 協働の領域・方法

#### ① 領域

市内では、様々な主体（自治会、まちづくり協議会、ボランティア団体、NPO、各種の活動団体など）により様々な分野での公益的な活動が行われています。こうした活動の中には協働で行うほうが、より効果的なものがあります。

各種の公益的な活動には、市民（市民活動団体）の自発性と主体性、行政の責任によって行う領域があり、その間に市民と行政が協力・連携して行う方がより効果的な領域（表3-2の「●市民主導」「●行政主導」）があります。

参画・協働の指針では、今後、この市民と行政が協力・連携して行う方がより効果的な領域（以下に[主に協働による活動が期待される領域]として説明）の活動がより充実していくことを期待しています。

【表3-2 協働の領域】

※対象：公益的な活動

●市民主体	●市民主導	●行政主導	●行政主体
市民の自発性と主体性で独自に行う ※ 市民同士の協働	市民と行政が目的を共有し、それぞれ持っている力を出し合う ※ 市民と行政の役割分担は、協働する事業によって異なる		行政の責任で独自に行う
(市民の領域)			(行政の領域)

〔市民主体の領域〕

- ・市民が主体性と責任を持って活動する領域（ボランティア、NPO、市民の自主事業、政策提言、自治会活動、企業の社会貢献活動など）。
- ※市民主体の領域には市民同士による協働も存在します。

〔行政主体の領域〕

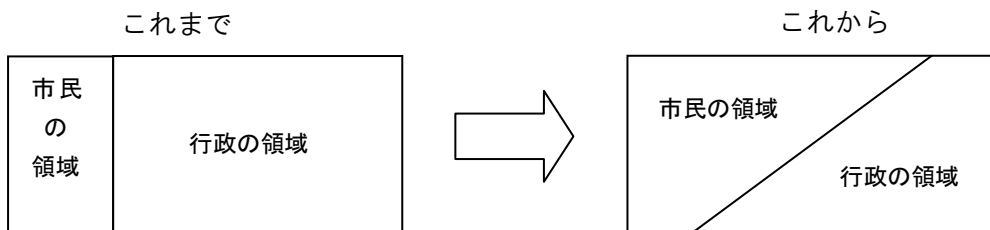
- ・行政が責任を持って担わなければならない領域で、法律で事業実施の義務が定められているもの（生活保護、福祉・医療、義務教育、各種許認可など）。
- ・行政が責任を持って担わなければならない領域で、市民生活の安心・安全に関わるもの（消防・警察など）。

〔主に協働による活動が期待される領域 市民主導・行政主導〕

- ・協働のルールにもとづき、市民と行政が目的を共有してそれぞれ持っている力を出し合って成果をあげていく領域。
- ・役割分担は、「市民の領域」に近いほど行政の関与が少なくなっていく。
- ・協働領域にも、行政責任が存在するものがあります（特に行政主導領域）。
- ※市民主体・行政主体の領域の中にも協働の領域が含まれます。

全国的に過去には市民の領域に比べ行政の領域が広い時代もありましたが、昨今、行政だけでは財政的、人的、ノウハウ面でカバーできない問題も発生してきました。現在、市民と行政が協力して住みよいまちづくりを進めていこうという意識も高まり、これからは、公共的な活動は行政と市民の多様な関係性の中で展開されることが期待されます。

【図3-1 協働の領域の変化イメージ】



市民と行政の領域が分かれていて、連携して事業をしていくことが少なかった。  
協働の領域 = 少

市民と行政は様々な関係性によって事業を展開するようになった。  
協働の領域 = 増

## ② 方法

協働の方法（協働していく手法・かたち）は、表3-3のようにさまざまなものがあります。協働での実施にあたっては、実施しようとする事業にもっともふさわしい方法を選ぶことが大切です。

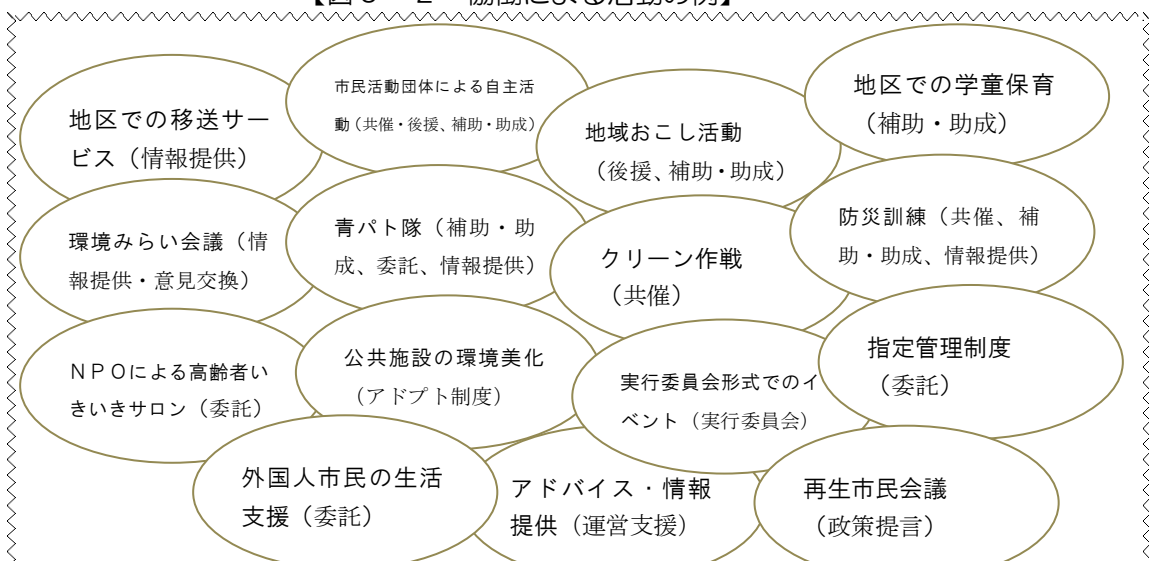
【表3-3 協働の方法】

共催・後援	共催は、市民と行政が協力しながら事業を行う手法で、企画段階から実施終了、評価検証までの協働が可能です。後援は、行政が事業を応援することを表明するもので、間接的な支援になります。
情報提供・意見交換	互いが持つ情報を共有し、具体的な実施に向けた協議、調整の場を設けます。
政策提言	市民の多様なアイデアや発想を政策、行政施策に反映します。
実行委員会	様々な主体が集まり、共同主催者として事業を行います。企画段階から実施終了、評価検証までの協働が可能です。
補助・助成	公共的な事業を行う民間団体に、活動の公益性を認め、資金等の支援を行うことで、公益的な活動を促進していきます。
運営支援	アドバイスや情報提供等を直接的・間接的に行うことにより、組織運営を支援することで、公益的な活動が効率的に展開することが期待できます。
委託	行政が行う事業を、地域団体・NPO、民間事業者等の特性を活かせるよう委託することで、より効果的な公益活動が展開されることが期待できます。
アドプト制度*4	地域団体等が公共施設の里親となり、美化活動等の管理を担い、行政は物品の支給などを行います。

## ③ 協働による活動の例

当市で展開されている協働事業や協働の方法についての例を以下に紹介します。

【図3-2 協働による活動の例】



※活動に対する協働の方法は表記の例以外にも考えられます。上記はあくまでも一例です。

\*4 アドプト制度 道路や公園等公共施設の一部区域の維持管理について市で行っていたものを、地域や市民団体、企業等の団体が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域を団体が責任をもって維持管理を行っていく制度。

#### (4) 協働の手順・段階

協働事業を実施するためには、事業の検討から実施、評価に至るまで、市民、行政等が主体的に参加することが大切です。

参加者が時間をかけて意見を交わし、共通の目的が定まることにより、これまで行政主導で行われてきた事業から、市民が自主的に参加し、様々な主体が一緒に行う協働型事業へとステップアップしていきます。

協働を進めていく際には、関係者間の信頼を高め、事業の成果を確実なものにするためのルールを守る必要があります。（【表3-1】参照）

協働のまちづくりを進めていくためには、このルールを理解して取り組むことが大切です。

##### ① 協働事業の検討（目的・目標の検討）

新たな協働事業の検討や、既存事業の協働化への見直しには、協働した結果生まれた成果が、地域社会に寄与するものであることが大切です。

事業実施により、市民サービスの質や量が高まり、市民参加や市民自治が進むことが期待できる事業を検討する必要があります。

事業を行う目的を明確にし、成果のイメージを共有するために、市民、行政等が知恵を出し合い、協働事業の検討を行います。

\* 同じような価値観で集まる場合や多様な価値観で集まる場合、小規模で集まる場合や大規模で集まる場合など、目的や関係者の組み合わせによって、議論のしかたを工夫すると効果があがる場合があります。

##### ② 協働の担い手と形態の選定

検討した事業が、資源を有効に活用し、最も効果的に協働できるパートナーと方法を選び、そのうえで事業実施における役割分担を明確にします。

協働の方法は、【表3-3】を参照ください。

##### ③ 協働事業の実施

事業を進めるにあたっては、事業の目標や協働についての考え方について十分話し合い、関係者が納得しながら進めていくことが大切です。

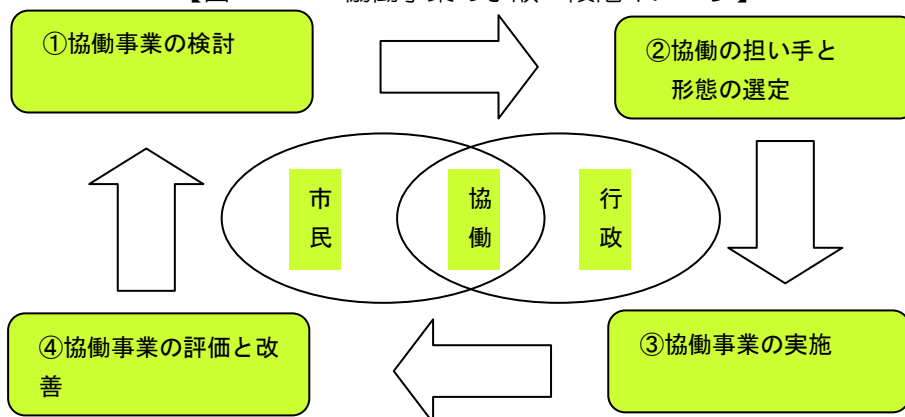
また、事業の節目で、それぞれの活動内容や成果について情報交換を行い、状況を共有していることが大切です。

##### ④ 協働事業の評価と改善

事業実施前に設定していた目的や達成すべき目標等について、実施後に関係者（市民と行政）で評価して、その成果や課題を明らかにして共通の認識を得ます。

そして、評価結果を公開するとともに、事業の内容や担い手、事業の改廃を含めた見直しを行い、より効果的で質の高いサービスを提供し、よりよいまちづくりを行うため、次の事業に反映させていきます。

【図3-3 協働事業の手順・段階イメージ】



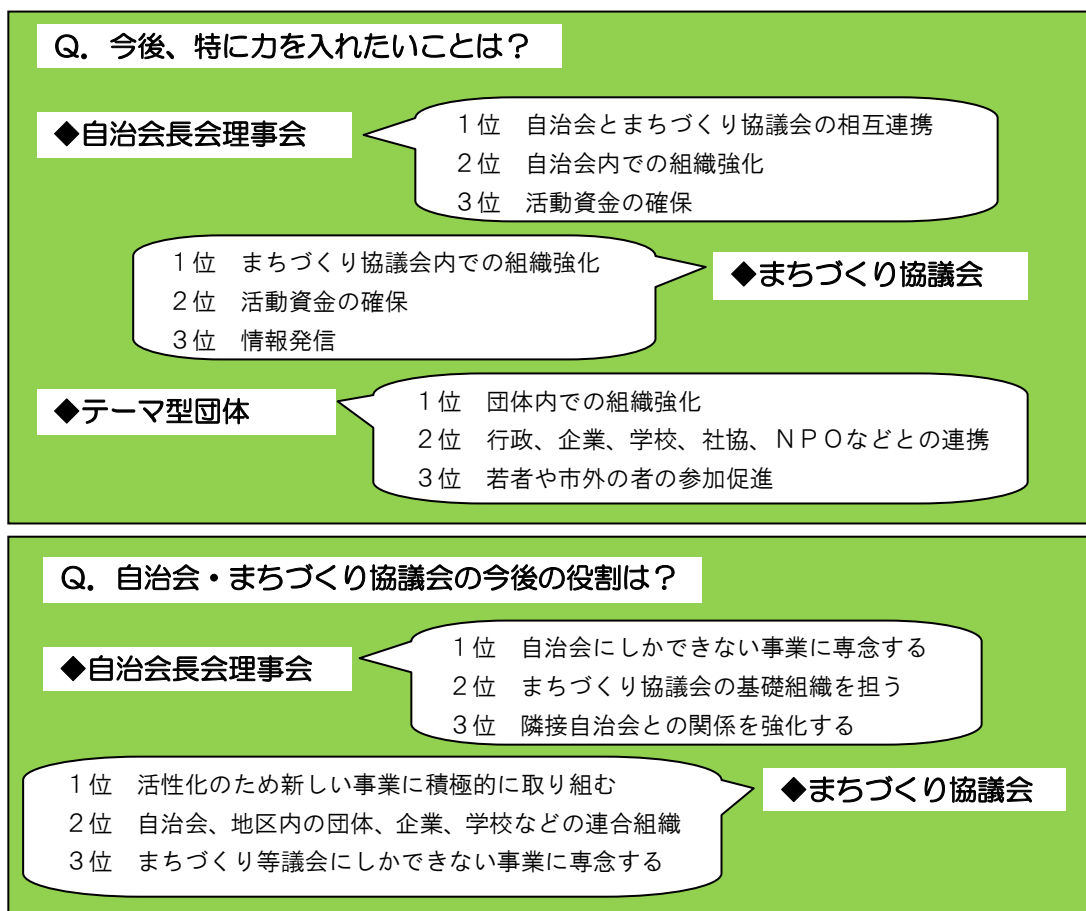
※この協働の手順・段階は、市民同士の協働に読みかえることができます。

## 4. 協働を推進していくために

### (1) 協働のイメージ

先にも記したように、少子化・高齢化をはじめ様々な課題がある一方で、近所付き合いや助け合いが存在し、テーマ型組織の活動や市民の市民活動への参画意識も高い傾向がみられる当市においては、古くから続く**生活文化**を活かしつつ、様々な市民団体・市民・行政が新たにつながりあうことで、新しい地域づくりを展開することが可能になってきます。

【図4-1 参画と協働のまちづくりに関するアンケートから】



#### ① 自治会とまちづくり協議会の連携

本指針策定に際して実施したアンケートの結果では、自治会では役員のなり手の不足や役員への負担が大きいなどの課題がある一方、今後は自治会独自の事業に特化しつつ、まちづくり協議会を構成する基礎組織として相互連携をとっていきたいとの意向が見られます。

#### ② 地域内でのつながりを再構築

地域には様々な団体の役員が存在し機能を分担しているものの、それぞれが連携し、情報共有ができていないと地域の力を十分に発揮することができませ

ん。地域内でのつながりを再確認してみる必要性があります。

③ 地縁型組織とテーマ型組織の連携

自治会やまちづくり協議会では解決困難な課題も、専門性を有するNPOやボランティア団体との連携することで、解決への道筋が見えてくることも期待されます。

④ 世代間を超えた市民活動への参画

地縁型組織、テーマ型組織ともに後継者不足、会員不足といった課題を抱える団体が多くあります。一方で市民活動へ参加したいとする市民意識も高いことから、老若男女それぞれで市民活動に参画できる仕組みが求められます。

⑤ まちづくりをマネジメントしていける団体や個人の存在

それぞれの団体が個別に行っている活動のマネジメントや、新しいまちづくり活動の提案をプロデュースできる団体や個人が存在することで、現在の活動がより効果的・効率的に展開することが期待されます。

⑥ 公益活動するための資金確保

公益活動を始めたくても、活動内容によっては資金が必要な場合があります。活動を始めるにあたっての支援など、市民が公益活動に取り組みやすい環境整備も求められます。

⑦ 市民活動団体間のネットワーク

住民のつながりという強みを持つ自治会やまちづくり協議会、安全安心、福祉、環境、文化、スポーツ、国際交流、多文化共生等々多岐にわたって活動し専門的な知識を持つテーマ型の活動団体、活動への参加意識を持つ市民、そして行政が連携し合えるネットワークを構築することで、貴重な資源やマンパワーを効果的に活用できることが期待されます。

⑧ 行政の協働の体制整備

上記のことがらを実現するには行政の側面からの支援策（財政的支援・情報支援・人的支援）の充実が必要となってきます。支援策の整備により、公益的な活動が成功する可能性を高めることは可能です。

また、各種の公益活動を行う市民団体に対して、中立的な立場でコーディネートを行える機能も求められます。

(2) 現在の支援策

平成18年度に篠山市自治基本条例が策定され、基本原則として参画と協働によるまちづくりを掲げています。

市民参画に関する分野では同年関連3条例（篠山市パブリックコメント手続条例、篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例、篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例）が併せて制定されました。

協働のまちづくりに向けての実践は、平成18年度からまちづくり協議会の設立や運営支援を開始、平成22年度にはNPOやボランティア等の市民活動団体を支援するとともに更なる市民活動を創造する拠点として篠山市民プラザを開設しました。

現在、当市では自治基本条例による支援（財政的支援・情報支援・人的支援）の実施に努めています。

## ① 地縁型組織への支援策

### 【財政的支援】

- ・ 既設の補助金で地区単位に交付可能なものを一括化
- ・ まちづくり協議会運営支援
- ・ 地区まちづくり計画推進のための活動支援（篠山市地区のまちづくり推進条例）

### 【情報支援】

- ・ 学習会や意見交換などの連絡会の運営及び運営補助
- ・ 地区への情報提供便の発送（毎月）
- ・ 窓口相談や助成金情報の提供

### 【人的支援】

- ・ 地域と行政のパイプ役となり、情報提供や課題解決を支援（まちづくり支援員）
- ・ まちづくり支援員を対象とした研修会の開催

## ② テーマ型組織への支援策

拠点施設として篠山市民プラザを開設

### 【財政的支援】

- ・ プロジェクターやスクリーン等機材の貸し出し
- ・ ミーティングコーナーの提供

### 【情報支援】

- ・ ホームページや掲示板等を活用した活動情報の発信
- ・ 活動団体間のマッチングや団体情報の紹介
- ・ 学習会や意見交換などの連絡会の運営及び運営補助
- ・ 窓口相談や助成金情報の提供

### 【人的支援】

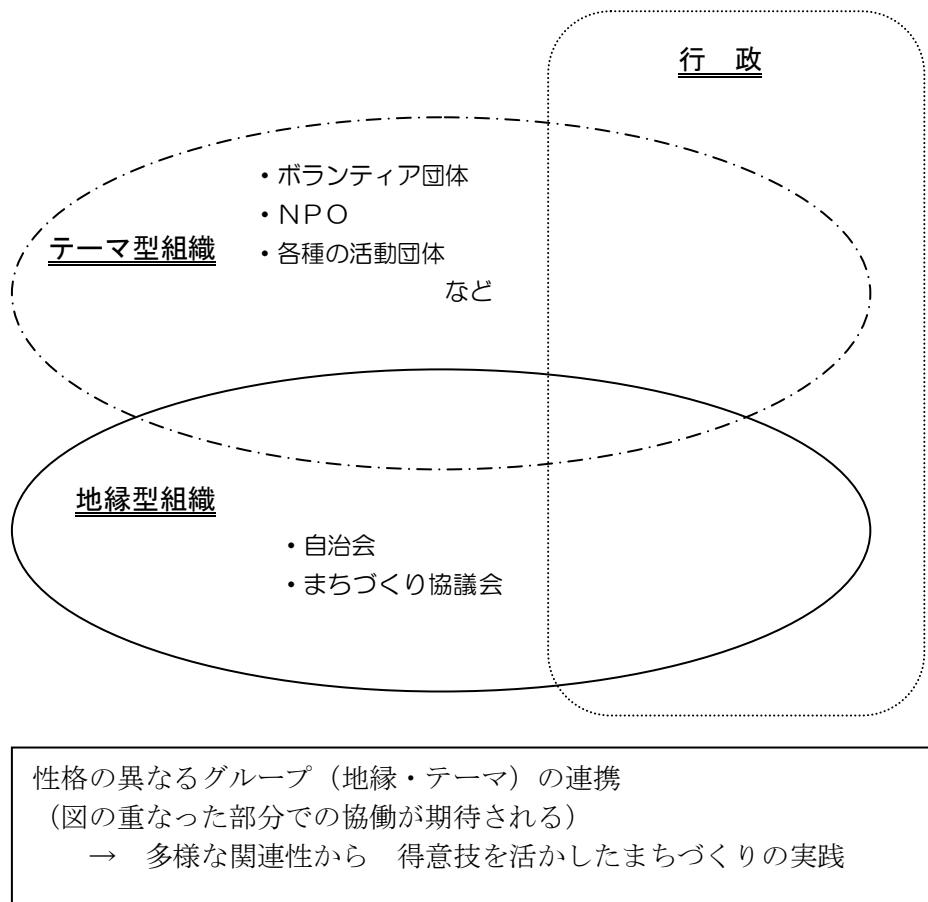
- ・ 相談員を常時配置（年末年始除く）した窓口相談
- ・ NPOの設立相談



### (3) 協働を推進していくために

篠山市の生活文化、市民意識から、当市では地域内でのつながりの強さを持つ自治会やまちづくり協議会といった地縁型組織の活動をベースにしつつ、地縁型組織と並行して活発に活動してきたボランティア団体やNPOをはじめとする多様な活動を展開する各種の活動団体、そして行政が連携しあって協働事業が推進していくことが望ましいと考えられます。

【図4-1 参画と協働によるまちづくりのイメージ】



以下に、協働事業を進めるための方策をまとめました。

#### ① 情報共有

- 【市民】
- ・地域内での情報の共有に努め、周知するとともに情報が有効活用できるように努めましょう。
  - ・事業実施にむけての有効な情報収集に努めましょう。
  - ・活動内容の情報発信等を行い、事業の周知や会員確保に努めましょう。
- 【行政】
- ・情報提供、情報公開に努め、必要とする団体に情報が効果的に届くように努めます

- ・市役所内での情報共有にも努め、協働のまちづくりが実践しやすくなるように努めます
- ・できるだけ多くの情報を集め、公益的な活動が展開するための選択肢を準備できるように努めます。

## ② 連携

- 【市民】
- ・地域内での連携を再確認しましょう。タテ割りになっている関係をヨコにつなぎ合わせることで、新たな取り組みが生まれたり、取り組んでいる活動の効果があがったりすることが期待できます。
  - ・自治会の強み、まちづくり協議会の強みを活かす方法を話し合いましょう。地区にとって効果的な関係性を築くことで、効果的な事業展開が期待できます。
  - ・地域内でまとまりのある地縁型の組織と専門性を持つテーマ型の組織の連携について検討しましょう。
  - ・多様な課題に対応する手段として、地縁型組織においては近隣の自治会やまちづくり協議会との連携、テーマ型組織も他の組織との連携を考えてみましょう。連携することで解決の方法が見つかるかもしれません。

- 【行政】
- ・市民参画に関連する3条例（篠山市パブリックコメント手続条例、篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例、篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例）を順守し、参画の効果的な運用を図ります。
  - ・条例の範囲に限らず、多様な参画を工夫します。
  - ・市政の情報提供や、地域内での協議に専門性を持った部署が参加します。
  - ・地縁型組織どうしの連携、地縁型組織とテーマ型組織、テーマ型組織どうしの連携を支援します。

## ③ 協働事業の洗い出し

- 【市民】
- ・「まちづくり提案」等の制度を活用し、協働できるものを提案しましょう。
  - ・地域活動の肥大化による負担増が課題になっている地区では、事業の見直しや、連携事業についての検討を行いましょう。
  - ・地域団体や市民活動団体でできる行政サービスについては、受託を検討してみましょう。

- 【行政】
- ・事業を評価する際に「協働事業」についての視点を加え、協働の可能性を検討します。
  - ・協働事業として市民活動団体に委託等を行う場合には、事業の持続性を十分に考慮します。

## ④ 人材育成

- 【市民】
- ・子どものころから市民活動に参加できる仕組みづくりを検討しましょう。

- ・老若男女が気軽に参加できる仕組みを検討しましょう。
- ・行政や各種団体が企画する研修等に参加しましょう。

- 【行政】
- ・人材養成、活動内容の向上を目的とした研修会を計画します。
  - ・まちづくりをプロデュースできる団体や個人の育成に取り組みます。
  - ・若年層が市民活動への関心を高める活動に取り組みます。

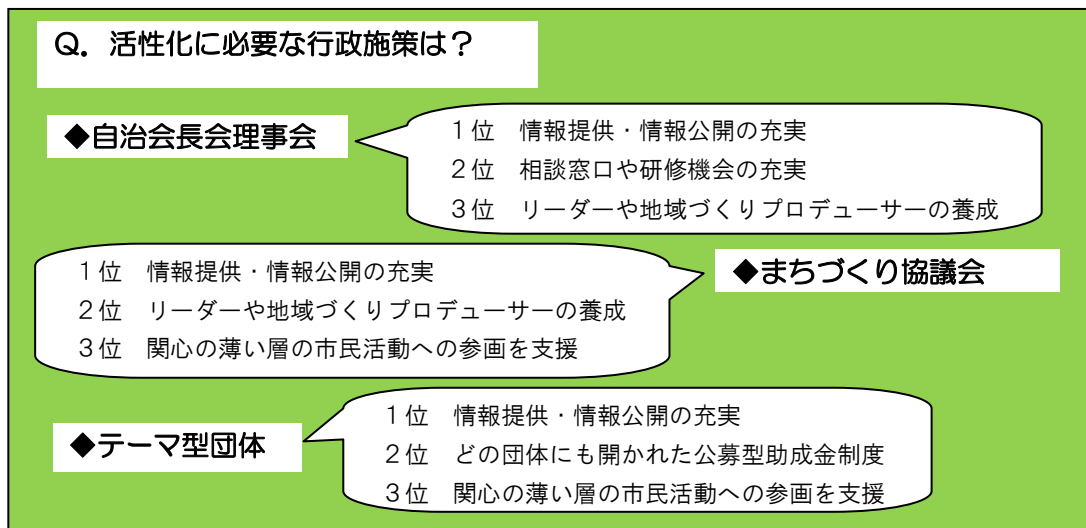
### ⑤ 支援策の整備

- 【行政】
- ・どの団体にも活用できる、開かれた公募型助成制度の導入を検討します。
  - ・助成金を審査する第三者委員会の設置を検討します。
  - ・テーマ型組織の財政的支援について検討します。
  - ・市民活動団体への情報提供の充実に努めます。
  - ・学習会や意見交換などの連絡会の運営及び運営補助を行います。
  - ・協働に関する職員研修の充実に努めます。
  - ・中間支援組織としての市民プラザの充実に努めます。
  - ・市民団体のネットワークづくりや団体の運営を支援する機能の充実に努めます。

### ⑥ 参画・協働の検証

- ・参画・協働を検証する仕組みを構築します。

【図4-3 参画と協働のまちづくりに関するアンケートから】



## 附属資料

### (1) (仮称) 篠山市参画・協働プラン策定委員会開催経過

<p>第1回 平成24年6月22日(金) 篠山市役所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長あいさつ</li> <li>・(仮称) 篠山市参画・協働プラン(以下「プラン」) 趣旨、スケジュール等説明</li> <li>・篠山市の市民活動について説明</li> <li>・講演: 直田委員「『新しい公共』と参画・協働」</li> <li>・意見交換</li> </ul>
<p>第2回 平成24年7月27日(水) 篠山市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プランの内容について</li> <li>・話題提供: <ul style="list-style-type: none"> <li>西潟委員「城南地区まちづくり」</li> <li>江坂委員「『ここに住んで良かった』と思える地域を目指して」</li> <li>向井委員「NPO法人風和について」</li> </ul> </li> <li>・意見交換 課題や協働のまちづくりを推進するために</li> </ul>
<p>第3回 平成24年8月27日(月) 篠山市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プランの内容について</li> <li>・話題提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>西田委員「西紀南と西阪本の現状」</li> <li>中西委員「丹波篠山・まちなみアートフェスティバル」</li> <li>赤穂委員「西紀中地区里づくり振興会」</li> </ul> </li> <li>・意見交換 協働のまちづくりを推進するために</li> </ul>
<p>第4回 平成24年9月28日(金) 篠山市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プランの内容について</li> <li>・話題提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>杉本委員「篠山市ボランティア連絡協議会のあらまし」</li> <li>波部委員「篠山音楽協会」</li> </ul> </li> <li>・意見交換 協働のまちづくりを推進するために</li> </ul>
<p>第5回(視察研修) 平成24年10月25日(木) 朝来市役所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議 アンケートの実施について</li> <li>・衝動の指針を既に策定している先進地を訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>視察先: 朝来市市長公室まちづくり課</li> <li>「自分たちのまちは自分たちで創る」</li> </ul> </li> </ul>
<p>参画と協働のまちづくりに 関するアンケート実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働のまちづくりに関するアンケート <ul style="list-style-type: none"> <li>期間: 平成24年10月30日～11月30日</li> <li>対象: 篠山市自治会長会理事会、市内まちづくり協議会 篠山市民プラザ登録団体、篠山市ボランティア連絡協議会 178団体(回収101 回収率56.7%)</li> </ul> </li> </ul>
<p>第6回 平成24年12月13日(木) 篠山市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話題提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>小林委員「安心・安全のまちづくり懇話会」</li> </ul> </li> <li>・篠山市参画・協働の指針(案)について</li> <li>・意見交換 これまでの意見をもとに作成した指針(案)の確認と、「協働を推進していくために」を中心に</li> <li>・市民フォーラム開催について</li> </ul>

第7回 平成25年1月21日(月) 篠山市民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠山市参画・協働指針(案)について</li> <li>・市民フォーラムについて</li> <li>・指針策定後の検証の仕組みについて</li> </ul>
第8回 平成25年2月21日(木) 四季の森生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠山市参画・協働指針(案)について</li> <li>・市民フォーラムについて</li> </ul>
指針案提出 平成25年2月28日(木) 篠山市役所	「篠山市参画・協働の指針」(案)を市長へ提出 小森委員長 小林副委員長 波部委員
フォーラムへの協力(予定) 平成25年3月16日(土) 篠山市民センター	講演：NPO法人情報社会生活研究所 小橋昭彦氏 パネルディスカッションに参加：小森委員長 西潟委員 江坂委員 中西委員 向井委員 堀毛委員

## (2) (仮称) 篠山市参画・協働プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

NO	氏名	所属等
1	小森 星 児	神戸商科大学名誉教授、ひょうごボランティアプラザ名誉所長
2	中塚 雅 也	神戸大学大学院農学研究科准教授
3	直田 春 夫	NPO法人NPO政策研究所理事長
4	西田 武 司	篠山市自治会長
5	西潟 弘	篠山市自治会長
6	小林 典 幸	みたけの里づくり協議会
7	江坂 道 雄	大芋活性化委員会
8	杉本 稔	篠山市ボランティア連絡協議会
9	中西 文 枝	新しい風プロジェクト、丹波篠山・まちなみアートフェスティバル
10	波部 香代子	篠山音楽協会
11	向井 千 尋	NPO法人 風和
12	赤穂 利 和	西紀中地区里づくり振興会
13	土性 里 花	一般社団法人ノオト(篠山市民プラザ受託者)
14	上田 英 樹	篠山市政策部長 (篠山市総合計画・自治基本条例)
15	堀毛 宏 章	篠山市市民生活部長 (市民活動推進)

## 事務局

篠山市市民生活部市民協働課	課長	赤井 毅 彦
	課長補佐	西 羅 忠 和
	係長	中 野 悟